

社会・労働保険の主な手続き

事案	保険	どこへ	いつまで	提出書類	添付書類(※1)
入社	雇用保険	公共職業安定所	被保険者となった日の属する月の翌月 10 日まで。	①雇用保険被保険者資格取得届 ②雇用保険被保険者証 (新規学卒者など初めて雇用保険の被保険者になる者の採用の場合、採用される者が雇用保険被保険者証の交付を受けていないので、必要ありません。)	①労働者名簿 ②出勤簿(タイムカード) ③賃金台帳 ④雇用契約書 ⑤雇用保険適用事業所台帳
	社会保険	年金事務所	雇用した日から 5 日以内	①健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 ②健康保険被扶養者(異動)届 (被扶養者がいるとき)	【被保険者に被扶養者がいるとき】 ①収入要件確認の為の書類 ※所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている者については事業主の証明があれば不要。 それ以外の者については「課税(非課税)証明書」等、状況に応じて収入要件確認のための書類が必要。 ②同居確認の為の書類 (被保険者の世帯全員の住民票)※同居が要件である者についてのみ
退職	雇用保険	公共職業安定所	被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内	①雇用保険被保険者資格喪失届 ②雇用保険被保険者離職証明書 (退職者が離職票の交付を希望しない場合は、必要ありません。ただし、退職者が離職の日において 59 歳以上であるときは、交付の希望の有無にかかわらず提出しなければなりません。)	①労働者名簿 ②出勤簿(タイムカード) ③賃金台帳 ④雇用契約書 ⑤退職願、定年などのように就業規則等規定により退職した場合は、その規定 ⑥雇用保険適用事業所台帳
	社会保険	年金事務所	退職日から 5 日以内	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届	健康保険被保険者証
氏名変更	雇用保険	公共職業安定所	結婚等により、従業員の氏名が変わったときに遅滞なく	雇用保険被保険者氏名変更届	①氏名変更の事実を証明できる書類(運転免許証、住民票、パスポート) ②雇用保険被保険者証
	社会保険	年金事務所		健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更(訂正)届	①健康保険被保険者証 ②年金手帳
昇給又は降給	社会保険	年金事務所	標準報酬月額の改定を行う事由が生じた日から 10 日以内	健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届	【どんなときに】 次の①から③の全てに該当したとき ①昇(降)給等で、基本給等の固定的賃金に変動があったとき ②固定的賃金が変動した月から 3 か月の間に支払われた報酬の平均額が現在の標準報酬月額と比べて 2 等級以上の差が生じたとき ③変動月以後の 3 か月とも賃金の支払基礎日数が 17 日以上のとき
賞与を支給	社会保険	年金事務所	賞与を支給した日から 5 日以内	賞与支払届 賞与支払届総括表	

※1 提出書類にはマイナンバーの記載が必要となっており、添付書類については、マイナンバーを記載することで省略できるケースがあります。

令和2年12月現在の法令に基づいて作成しています。